

新型コロナウイルス感染症予防対策について

新型コロナウイルス感染防止に常に気をつけながら、すべての子どもたちが走り回り輝く社会の実現に向けて環境を整えます。

【事業実施基準】

- ・政府の緊急事態宣言に基づく都道府県の外出自粛要請、教育機関（幼稚園、保育園、小学校、中学校）などに休園・休校の要望を確認する。
- ・感染状況に応じた適切な旅行先、活動場所の選定に留意する。
- ・出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請等を確認する。
- ・旅行先、活動場所の地元の理解がある。
- ・旅程、行程に組み込む運送機関、食事場所、観光施設、活動場所、体験プログラム等について、事前に適切な感染防止対策を行っていることを確認する。
- ・原則総人数が最大 50 名を超えない数を定員とする。
- ・「自然学校等における新型コロナウイルス対応ガイドライン」「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき事業が計画され、3 密を回避することができ（後述）、担当者がこれを認めている。
- ・受付においてスタッフによる健康チェック及び非接触での体温測定ができる。
- ・参加者、引率スタッフは全員が「マスク」の装着が可能な状態にある。引率スタッフは必要に応じて「フェイスシールド」を使用する。

【スタッフの参加基準】

- ・開催日 2 週間以内に発熱・咳などの症状がある人との接触がない。
- ・参加当日を含めて、2 週間以内に 37.5°C 以上の発熱、平熱から +1°C 以上の体温を超えていない、咳、喉の痛み、倦怠感などの体調不良がない。
- ・各事業開始 1 週間前から体調チェックを行い、異常がある場合は担当者へ報告、相談する。
- ・14 日以内に日本国外への渡航をしていない。
- ・活動時にマスクの着用ができる状態にある。

【開催自粛規定】

- ・出発地、活動場所ともに政府による「緊急事態宣言」に基づく移動自粛が求められているとき。
- ・事業関係者（職員、ボランティア）の中に新型コロナウイルス感染症陽性者が発生したとき。

- ・「新型コロナウイルス感染症予防対策」の徹底ができないとき。
- ・その他、当法人職員が自粛の必要性を認めたとき。

上記一つでも満たす場合は活動を自粛する。

【参加者の参加基準】

- ・参加者は参加当日を含めて事業開始前 3 日間、毎日検温と体調（食事、排便等）記録を実施し、いずれも 37.5°C 以上の発熱、平熱から +1°C 以上の体温を超えていない、咳、喉の痛み、倦怠感などの体調不良がない
- ・参加者、家族の中に事業開始前 7 日以内に発熱、咳、喉の痛み、倦怠感などの症状を発する人がいない。
- ・参加者、家族または接触者に過去 14 日間にわたり新型コロナウイルス陽性者がいない。
- ・飛沫を予防するためのマスクを各自用意し、着用することができる。
- ・参加者、家族の所属先等で新型コロナウイルス感染症による休校、休業がない。

【参加者及び保護者に感染者が発生した場合、もしくは濃厚接触者である可能性が高い場合】

(1) スタッフ、参加者が感染してしまった場合

保健所・医療機関の指導により必要な療養後、保健所より通勤や登校が認められた後に参加できるようになる。

(2) スタッフ、参加者が通っている園や学校、職場で感染者が確認された場合

・「濃厚接触者」でないとされた場合は参加条件に則りプログラムへ参加することができる。

・園や学校、職場が「感染による休校または閉鎖」となっている期間は、濃厚接触者でなくとも参加をお控えいただく。

・保健所より「濃厚接触者」とされた場合は、検査で陰性となった場合でも隔離期間である 14 日間は参加をお控えいただく。

(3) 保護者の方の職場で感染者が確認された場合

・「濃厚接触者」でないとされた場合は、参加条件に則りお子様をプログラムに参加していただくことができる。

・職場が「感染者発生により閉鎖」となっている期間は、濃厚接触者でなくともお子様の参加をお控えいただく。

・保健所より「濃厚接触者」とされた場合は、検査で陰性となった場合でも隔離期間である 14 日間はお子様の参加をお控えいただく。

【偏見やプライバシーへの考慮】

参加にあたり差別や偏見が生じないようプライバシーに配慮し、必要な指導とサポートを行う。

【事業実施における感染予防策】

・3密回避の徹底

(1) 交通機関

・旅程において利用する各交通機関のガイドラインに従った利用がきるように旅程管理する。

・公共交通機関を使用する場合は、利用する交通機関の感染症対策を確認する。利用時はマスクを着用し、混雑時間をできるだけ避け、分散乗車を行う。

・貸切バスを利用する場合は、外気導入による換気や空気清浄機設置の有無を事前にバス会社に確認する。貸切バスを利用する際は、バスの乗車定員の半数を目安とし、息苦しさを感じたり体調不良でない限りマスクを着用する。1時間に1回程度の休憩を挟み換気を行う。

(2) 宿泊

・宿泊施設においては各宿泊施設のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

・屋内では換気のため窓またはドアを2カ所以上開放し、扇風機を外部に向けて使用するなど風通しの良い状態を確保する。

・エアコン使用時は1時間に10分程度の換気を行う。

・屋内を使用する場合は、施設定員以下で利用する。

(3) 観光

・観光地では、集まって「密」の状態を作らないようにする。観光入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループにわけ、時間差をつけた入場等の工夫を行う。

(4) 食事

・食事においては、各場所のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。

・配膳に配慮し、各々が間隔を空けて着席する。

・調理、配膳は子どもが行う場合でもマスクを着用するように指導をし、料理時の適切な衛生管理する。

・手洗いうがい、手指消毒を徹底する。食事前や屋外から戻った際などは、石鹼による手洗いやアルコールなどによる手指消毒を実施する。また、そのための時間を旅程・行程に設定する。

・体調不良発生時は、直ちに保護者による引き取りを依頼する。また、その後2週間以内

に新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、当法人へ連絡いただくよう依頼し、その後の経過を把握する。

- ・他の参加者への感染防止対策を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談、受診できるよう事前に準備を行う。
- ・事業への参加にあたり未成年の場合は、参加者、スタッフ問わず保護者の同意を必要とする。
- ・明らかに体調が悪い、体温が高い、咳が続いている等の症状がある場合は、現地で判断し対応する。

【活動中の感染防止対策】

（1）活動内容について

- ・日中の活動は「野外での活動」を基本とし、就寝時以外は野外か換気をしている室内で行う。室内では空気清浄機を稼働させる。
- ・水分補給は自分の水筒から行う。コップ等を利用した場合はすぐに洗浄する。
- ・給茶用のジャグは1日1回以上の洗浄と消毒を行う。
- ・野外での活動時に互いの距離感については制限を設けないが、適切なタイミングでの手洗いを実施するよう子どもたちに声かけを必ず行う。
- ・野外に出る場合も「手指消毒用アルコール」をスタッフが携帯する。
- ・参加時に体調不良がないことを確認しているので、子どもたちの活動や遊びに原則制限は設けない。
- ・入浴指導は通常のキャンプと同じとする。濡れたタオルを使い回すことはせず、可能なら屋外で乾燥させる。

（2）マスクの着用について

- ・屋内の活動、車両・貸切バスでの移動時、調理などの際はマスクを着用するよう声をかける。
- ・屋外で体を動かす際は、熱中症や窒息を避けるため子ども・スタッフともに原則マスクは外す。
- ・子どもがマスクの着用を嫌がった場合は、着用を必須としない。
- ・集合・解散時には保護者の方にもマスクの着用をお願いする。
- ・マスクは各自で日数分と予備の持参を原則とする。

（3）手洗い、消毒の徹底

- ・施設への入室時、トイレの後、食事・調理の前には適宜手洗い消毒を行う。
- ・手洗いの際は、共用のタオルは使わずに、各自が持参しているハンカチまたは使い捨てのペーパータオル、自然乾燥を行う。

（4）事前の体調管理と検温、体調確認

- ・参加者は事業開催3日前から体調を確認し指定用紙に必要事項を記入の上、事業実施日

当日受付時にご提出いただく。

- ・これまで通り、日帰り事業では集合時、宿泊事業では就寝前と起床後にスタッフが体調確認を行い記録する。

【活動環境の整備について】

（1）備品について

- ・使用する備品のうち水洗いできるものは適宜水洗いをし、日光に当てる。人の手が触れるものや場所は消毒を行い管理する。

（2）食器やテーブルについて

- ・机などを使う前は消毒をし、食器は使い終わった後に、洗い、乾燥する。子どもが洗った食器類は全て、スタッフが再度洗い直しを行う。

（3）掃除について

- ・通常のキャンプと同じように子どもにも参加させて行う。
- ・トイレ掃除はスタッフが手袋・マスクを着用し実施する。
- ・複数の人が触れる場所を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒をする。
- ・自ら使用した場所等は子ども自身で清掃・消毒する。

（4）衛生管理の自発的行動を促す

- ・新型コロナウイルス感染症予防を自ら考え行動する。ウイルスがどのように体内に入るか、感染しないための方法を子ども自身が考える。
- ・自ら活動した場所や触れた場所を思い出す。
- ・咳エチケットを意識し、非衛生的な癖（鼻をほじる、手洗い後洋服で拭くなど）に自ら気づく。
- ・手洗い、消毒、清掃は子ども自身もルーティーン化できるようシステム化する。

【注意】

- ・このガイドラインは、「新型コロナウイルス終息宣言」が発出されるまで有効とする。
- ・新型コロナウイルスの条項が更新された際には、その都度ガイドラインを修正し柔軟に対応するものとする。
- ・感染症対策として良いことは取り入れ、繰り返しリスク評価を行う。

【参考】関係機関の通知・ガイドライン

- ・自然学校等の新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）公益社団法人日本環境教育フォーラム NPO 法人自然体験活動推進協議会 一般社団法人日本アウトドアネットワーク 2020年5月27日

NPO 法人野外遊び喜び総合研究所
合同会社 ACT あばれんぼキャンプツアーズ

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応した環境教育活動に関するガイドライン（ver.2）日本環境教育学会新型コロナウイルス感染症（COVID-19）緊急研究プロジェクト 2020年8月27日
- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）日本旅行業協会 全国旅行業協会 2020年7月1日

2020年8月21日策定
2021年3月20日改訂・施行

新型コロナウイルス判定フローチャート

2020年8月21日制定

事業中に新型コロナウイルスの疑いのある参加者、スタッフが発生した場合はフローの症状に照らし合わせて行動をとる。

